鹿児島県犯罪被害者等支援条例検討委員会設置要綱

（設置）

　第１条　「鹿児島県犯罪被害者等支援条例（仮称）」（以下「条例」という。）の制定

に当たり，有識者の意見を求めるため，鹿児島県犯罪被害者等支援条例検討委員

会（以下「委員会」という。）を設置する。

　（検討事項）

　第２条　委員会は，条例の制定に関する事項について検討を行う。

（構成）

第３条　委員会は，別表に掲げる委員をもって構成する。

（会議）

第４条　委員会には，委員長及び副委員長をそれぞれ１人置き，委員の互選により

選出する。

２　委員長は，委員会を総括し，同会を代表する。

３　委員会は，委員長が必要に応じて召集し，委員長がその議長となる。

４　委員長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，意見を聞くこと

ができる。

　５　副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

　（秘密の保持）

　第５条　委員は，委員会で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第６条　委員会の事務局は，鹿児島県総務部男女共同参画局くらし共生協働課及び鹿児島県警察本部警務部相談広報課とする。

２　事務局の庶務は，鹿児島県総務部男女共同参画局くらし共生協働課が処理する。

（雑則）

　第７条　この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，別に定

める。

附　則

この要綱は，令和３年６月14日から施行し，条例の施行をもって，その効力を失う。

（別　表）

鹿児島県犯罪被害者等支援条例検討委員会委員名簿

※五十音順・敬称略

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 所属団体・職名等 |
| 有馬　直見 |  鹿児島県産婦人科医会　会長 |
| 木山　義朗 |  鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会　会長 |
| 笹川　裕美 |  鹿児島県臨床心理士会　被害者支援部会　理事 |
| 中洲　拓人 | 鹿児島労働局　職業安定課　課長 |
| 溝川　慎二 |  鹿児島県弁護士会　犯罪被害者支援委員会　委員長  |
| 宮田　昭二 |  姶良市　副市長　 |
| 餅原　尚子 | 鹿児島純心女子大学大学院　人間科学研究科　教授公益社団法人　かごしま犯罪被害者支援センター　理事長 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |